

PwC Tax Insight (No.13/2017)

税務調査の免除申請を行った法人の 法人税の申告期限

Issue 27 June 2017

pwc

.....
税務調査の免除申請を行った法人の法人所得税の申告期限が明確にされました。
.....

税務調査の免除申請を行った法人の、2015年1月1日から2015年12月31日までに開始した事業年度にかかる法人税の申告期限を2017年6月30日とする通知 No.7を歳入局が2017年6月23日付で発行しました。

期限内に申告を行わない場合は、税務調査の免除権が歳入局により取り消されるとともに、2016年1月1日以前に発生したVAT、印紙税等の間接税及び2016年1月1日以前開始事業年度の所得について、歳入局には歳入法典に基づき法人税を査定し、刑事罰の法的手続を進める権限が付与されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uzumi@th.pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

山本 真弓(0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385)mayumi.yamamoto@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊社事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊社事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊社事務所(電話番号：(662)844-1000)までお問い合わせ下さい。